

和歌山県警察拳銃警棒等使用及び取扱規程

(最終改正：令和5年2月15日 和歌山県警察本部訓令第2号)

(概要)

この訓令は、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）に基づき、拳銃等の取扱いについて必要な事項を定めたものです。

その内容は、

- 拳銃等の取扱責任者等の指定
- 拳銃等の貸与要領
- 拳銃等の保管及び出し入れ要領
- 拳銃等の手入れ要領

等です。